

友の会募集

お申込み後 審査をさせていただくため
プレー当日の入会はいたしかねます。

甲府国際カントリークラブ友の会 (ビジター)

友の会のプレー料金割引と特典

平日友の会

月～金：スペシャルサンクスデー含む
通常料金より 1,000円 OFF

いつでも友の会

平日 (月～金：スペシャルサンクスデー含む)
通常料金より 1,500円 OFF
(7月・8月は1,000円OFF)
休日 (土・日・祝)
通常料金より 2,000円 OFF

※通常料金…公式HP記載の料金カレンダー

※7時台限定・スタート時間限定セルフ料金、特別料金日除く

※インターネット予約は公式HP(JGO)のみ適用

※各種割引券は一部対象外です。

- 特典
- ①プレー料金引き (1R)
- ②セルフプレー2B・3B割増料金無料
- ③1. 5R時の追加グリーンフィ無料
- ④バックティ使用可能
- ⑤バースデー特別割引券 (3,000円)
- ⑥同時入会特別割引券 (3,000円)
- ⑦ハーフセルフのみ1組1名でプレーOK

●名称 甲府国際カントリークラブ友の会 (略称KCC友の会)

●資格 クラブの規約を厳守し、クラブの名誉や信用を傷つけることなく秩序の保てる方(クラブ会員資格と同等の審査による。)

●受付期間 2021(R3)年3月1日～2021(R3)年3月末日

●適用期間 2021 (R3) 年4月1日から1年間
※お申込み後 審査をさせていただきます。

●入会金 無料

●年会費 平日友の会 (記名式1名) **12,000円 (消費税込)**

いつでも友の会 (記名式1名) **24,000円 (消費税込)**

前年度友の会から継続の方は **継続月に応じて**
今年度年会費を以下のように**値引き**いたします。

前年度5月継続・・・¥1000off・6月継続・・・¥2000off
7月継続・・・¥3000off・8月継続・・・¥4000off
9月継続・・・¥5000off

●申込み 入会申込書と年会費を添えてお申し込み下さい。
郵送またはFAXでお申込みの場合は年会費を下記の
指定口座へお振込み下さい。
(初回ご来場の際は振込明細表をご持参下さい)

【振込先】山梨中央銀行 御坂支店 (ミサカシテン)
普通預金No. 105348
株式会社甲府国際カントリークラブ

甲府国際カントリークラブ 友の会事務局

http://www.kcc-golf.com TEL:055-264-2711

KCC友の会 入会申込書

「KCC友の会」会員として入会いたしたく右記規約を了承し、下記のとおり申し込みます。

お申込日 2021(R3)年 月 日			
ご入会の会員種別に○をつけてください。			
【いつでも友の会】 新規 ・ 継続		【平日友の会】 新規 ・ 継続	
氏名	フリガナ	性別	
	印	男 ・ 女	
住所	〒 ー ※マンション・アパートの場合は建物名・部屋番号までご記入願います		
TEL	自宅	ご希望連絡先	
	携帯	自宅 ・ 携帯	
生年月日	T ・ S ・ H	年 月 日	(満 歳)
備考			

※ご記入いただいた個人情報はダイレクトメール等による営業料金案内及び法律等に基づくもの以外には使用いたしません。

当コース記入欄			
会員番号	会員期間	～	
入金日	支配人	担当	

甲府国際カントリークラブ友の会規則

入会資格

第1条 本規則は、友の会会員相互の円滑なゴルフ場利用を促進するとともに、その地位を定めるものである。

第2条 クラブは事務局を会社内におき、必要により、その都度審議し友の会会員を決定する。
※当クラブにおいて過去にトラブルがあった方は固くお断りいたします。

第3条 友の会会員は別途定める年会費を納入することにより、別途定める料金値引等を受けることができる。
 ただし、納入された年会費は事の如何を問わず、返却しないものとする。
 天災地変又は気象状況などにより休業するときは、利用できないものとする。

第4条 プレーの予約申込みは3カ月前の同日から受け付け、その方法は電話および公式ホームページからとする。
 万一、他社の予約サイトなどから予約したときは、値引等を受けることはできない。

第5条 会社は、都合により有効期間の満了をもって、友の会を終了することができる。

第6条 友の会会員の資格は、他に使用させ、又は譲渡および名義変更することができない。

第7条 友の会会員は、次の場合その資格を喪失する。
 1. 退会 2. 除名 3. 死亡

第8条 友の会会員が次の各号に該当するとき、その資格を停止又は除名することがある。
 1. 本規則に違反したとき。
 2. 入会后暴力団等の反社会的勢力又はその関係者であることが判明したとき。
 3. 友の会の名誉を毀損し、又は社会通念に反する行為があったとき。
 4. 年会費および利用料金などの支払遅延があったとき。
 5. **諸係員の指示に従わないなど、素行不良と判断したとき。**
 6. その他、当クラブを利用することが好ましくないと判断したとき。

第9条 本規則に定めない事項については、一切を事務局において審議決定する。

第10条付則

1. 本規則は平成27年4月1日より制定実施する。
2. 本規則は平成28年9月1日より改定実施する。
3. 本規則は令和3年4月1日より改定実施する。